

議事日程第5号

平成26年6月26日(木)

第1 議案上程(議案第44号から第51号まで)

委員長報告(総務、予算特別)

質疑、討論、表決

---

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第52号)

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程(議会案第1号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第4 議会案上程(議会案第2号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第5 男鹿市農業委員会委員の推薦

第6 継続審査事件の承認

第7 議員派遣の件

---

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

---

欠席議員(なし)

---

議会議務局職員出席者

事務局長	木元義博
主席主査	湊智志
主席主査	杉本一也
主席主査	夏井大助

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部幸男
教育長	杉本俊比古
総務企画部長	山本春司
産業建設部長	原田良作
企業局長	安藤恒昭
総務課長	藤原誠
税務課長	鈴木金誠
健康子育て課長	伊藤文興
福祉事務所長	夏井正士
観光商工課長	飯澤主貴
病院事務局長	杉山武
学校教育課長	鈴木雅彦
監査事務局長	畠山喜代和
選管事務局長	(総務課長兼任)

副市長	伊藤正孝
監査委員	湊忠雄
市民福祉部長	船木道晴
教育次長	目黒重光
企画政策課長	菅原信一
財政課長	佐藤盛己
生活環境課長	渡部源夫
介護サービス課長	水戸瀬重孝
農林水産課長	中田和彦
建設課長	三浦秋広
会計管理者	天野綾子
生涯学習課長	加藤秋男
企業局管理課長	松橋光成
農委事務局長	(農林水産課長兼任)

午後 2時14分 開 議

○議長（三浦利通君） これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

---

日程第1 議案第44号から第51号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第44号から第51号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。最初に総務委員長の報告を求めます。19番高野寛志君

【19番 高野寛志君 登壇】

○19番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第44号財産の無償譲渡についてであります。

本議案は、市有財産のうち、旧若美文化振興館の建物208.68平方メートルを、角間崎町内会に無償譲渡するものであります。

本案について、委員より、無償譲渡により市の財産から町内会への財産となるが、今後、この施設の使用許可等、管理運営面においての町内会に対する市のかかわり方についてどのように考えているのか。との質疑があり、当局から、施設使用の許可等、管理運営については、市としては特に関与する考えはなく、町内会の自主的な判断により、適切な運営をしていただきたいと考えているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第45号字の区域の設置についてであります。

本議案は、秋田県が施工した若美中央地区県営ほ場整備事業に伴い、同事業の施工区域内に新たな字の区域を設置するものであります。

本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第46号男鹿市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

本議案は、男鹿市過疎地域自立促進計画において、第3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の事業計画について、林道を加えるものであります。

本案について、当局から、この林道整備については、秋田県が事業主体となり、男鹿市船川港仁井山字山田地内に路網を整備するもので、今年度から3カ年計画で実施されるものである。なお、事業に係る市負担金を今年度当初予算に措置しているが、この計画変更により、財源の優遇措置が得られるものであるとの説明があったのであります。

本案についても、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第47号から第51号までの審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、去る19日に開会し、各予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。

この際、この予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ、ご報告申し上げます。

第1点として、海を守る植樹教育事業の事業内容及び予算計上のあり方について。

第2点として、男鹿市B&G海洋センターの利活用について。

第3点として、園芸メガ団地整備事業の負担割合の調整を含む事業内容及び事業効果並びに予算計上時期について。

第4点として、人口減少予測を見据えた現状認識について。

第5点として、災害弔慰金の支給根拠並びに火災に対する見舞金支給のあり方について。

第6点として、農地集積協力金交付事業の事業内容について。

第7点として、ジオパークが目指す方向性について。

第8点として、木質バイオマス利用調査結果及び今後の対応について。

第9点として、男鹿市人口問題対策検討チームの位置づけ及びあり方について。

第10点として、温浴ランドおが施設内利用料金の見直しについて。

第11点として、一般社団法人男鹿市観光協会提出の要望書に対する事業概算について。

第12点として、株式会社おが地域振興公社の新たな運営の考え方についてなどの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第47号から第51号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は、通告がありませんので終結いたします。

これより、議案第44号から第51号までを一括して採決いたします。

本8件に対する委員長の報告は可決であります。本8件は、各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第44号から第51号までは、原案のとおり可決されました。

---

### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より、議案第52号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これ

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

## 日程第2 議案第52号を上程

○議長(三浦利通君) 日程第2、議案第52号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長(渡部幸男君) ただいま議題となりました議案第52号人権擁護委員の推薦について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員の佐々木邦子氏が本年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたいというものであります。

皆様からのご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(三浦利通君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議案第52号について採決いたします。佐々木邦子氏の人権擁護委員の推薦については、異議なしとすることに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号については、異議なしとすることに決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第1号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第3 議会案第1号を上程

○議長（三浦利通君） 日程第3、議会案第1号少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。本件については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費  
国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書

35 人以下学級について、小学校 1 年生、2 年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人～30 人を挙げています。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学級指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決にむけて、計画的な定数改善が必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国（データのある 31 カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。子どもや若者の学びを切れめなく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、2015 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出いたします。



## 記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

平成26年6月26日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様  
内閣官房長官 菅義偉様  
文部科学大臣 下村博文様  
財務大臣 麻生太郎様  
総務大臣 新藤義孝様

---

### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第2号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 日程第4 議会案第2号を上程

○議長（三浦利通君） 日程第4、議会案第2号集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

### 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書

日本が海外で戦争できるようにする集団的自衛権の行使容認に向けた安倍首相の暴走は許すことができない。国会答弁で歴代政権の憲法解釈を真っ向から否定し、“憲法とは権力を縛るもの”という原則さえ否定する露骨な解釈改憲の姿勢に、自民党内からも批判が起きている。

「最高の責任者は私だ。政府の答弁に私が責任をもって、その上で選挙で審判を受ける。」安倍首相は衆院予算委員会で、現行憲法下で禁止されてきた集団的自衛権行使の憲法解釈を自らの一存で変更できるとの立場を示した。

集団的自衛権とは、自国が攻撃を受けていなくても、同盟国などが攻撃を受けた場合反撃するというもの。政府は1972年の参院決算委員会に提出した資料で「我が国の憲法下で武力行使を行うことが許されるのは、我が国に対する急迫不正の侵略に対する場合に限られる」「他国に加えられた武力攻撃を阻止することを内容とする集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」と明引している。安倍首相の発言は自民党内でさえ、「その時々政権が解釈を変更できることになる」「拡大解釈を自由にやれるなら憲法改正は必要ないと言われてしまう」と批判が続出。安倍首相の発言は

「最高法規としての憲法のあり方を否定し、立憲主義を否定するきわめて危険なもの」で異常さを示している。

そもそも憲法は、首相をはじめ国家権力を厳格に拘束するものであり、政権が代わる度に多数派が憲法の解釈を自由に変えることができるなら、憲法が憲法でなくなってしまう。内閣に憲法の内容を勝手に変える権限はない。国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るのが憲法の本質的役割であり立憲主義の原則である。このような憲法の本質に照らして、憲法の解釈は権力者の恣意に任せられることがあってはならない。

このことから政府においては、海外で戦争をする国となる集団的自衛権行使を容認する憲法解釈を行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月26日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

衆議院議長 伊吹文明様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

総務大臣 新藤義孝様

防衛大臣 小野寺五典様

内閣法制局長官 横畠裕介様

---

#### 日程第5 男鹿市農業委員会委員の推薦

○議長（三浦利通君） 日程第5、男鹿市農業委員会委員の推薦を議題といたします。

お諮りいたします。農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定による議会推薦の農業委員は、2人とし、吉田清孝君、船橋金弘君を推薦いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、男鹿市農業委員会委員に、以

上の諸君が推薦されました。

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第6 継続審査事件の承認

○議長（三浦利通君） 日程第6、継続審査事件の承認を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第103条の規定により、所管事項の調査について、行政調査が終了するまで閉会中の継続審査にいたしたいとの申し出があります。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出の所管事項の調査は、行政調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決しました。

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第7 議員派遣の件

○議長（三浦利通君） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、ご配付いたしておりますとおりの議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしておりますとおりの議員を派遣することに決しました。

---

○議長(三浦利通君) 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて6月定例会を閉会いたします。大変どうもご苦労さまでした。

---

午後 2時31分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 米 谷 勝

議 員 木 元 利 明